



2009年5月8日

各 位

会社名 株式会社 東 芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表名 代表執行役社長 西田 厚聡
(コード番号:6502 東、大、名)
問合せ先 広報室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達のお知らせ

2009年5月8日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式の売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)(以下「本社債」という。)発行による資金調達を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

本資金調達の目的

2008年9月に発生した米国金融機関の経営破綻を契機に世界的な金融危機が広がり実体経済も大きな影響を受けた結果、当社グループを取り巻く事業環境は急激かつ大幅に悪化しました。これを受け、2008年度の当社グループ業績は非常に厳しいものとなり、また、財務体質も急激に悪化しました。世界経済の下振れリスクはなお大きく、今後の事業環境も不透明です。

このような状況を踏まえ、売上が増加しなくとも利益確保が可能な収益体質への転換及び市況回復時に即応できる事業体制の構築を図るため、当社は、2009年1月29日に「成長事業への集中と選択の加速」、「課題事業における事業構造改革」、「体質強化に向けた全社施策」を柱とする「収益改善に向けた体質改革プログラム」を策定し、実行しています。

公募増資の実施により、原子力事業をはじめとする社会インフラ部門及びNAND型フラッシュメモリ事業等成長事業並びに新規事業等「収益改善に向けた体質改革プログラム」で定めた戦略的投資分野を中心とした設備投資資金を確保するとともに、財務体質を改善いたします。

また、本社債については主要格付機関(株式会社格付投資情報センター及びムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)より50%の資本性を認められる予定であり、本社債の発行によって、格付け目的上の資本を増強することにより、財務基盤の一層の強化を図ります。

今回の公募増資及び本社債発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための経営基盤の確立に資するものと考えており、持続的な収益体質への転換とさらなる成長を目指してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記及びの合計による当社普通株式 897,000,000 株
下記(4)記載の一般募集の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 870,000,000 株
下記(4)記載の一般募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 27,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条（有価証券の引受け等に関する規則の一部改正により、2009 年 6 月 1 日（月）以降、条文番号は「第 25 条」となる。以下同じ。）に規定される方式により、2009 年 5 月 27 日（水）から 2009 年 6 月 2 日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。主幹事会社は野村證券株式会社、共同主幹事会社はみずほ証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社とする。また、ブックランナーは野村證券株式会社が務める。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
募集株式の一部につき、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあり、かかる海外投資家に対する販売に関して引受人に上記(1)記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2009年6月3日(水)から2009年6月9日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長若しくは財務グループ担当執行役の村岡代表執行役専務又はその指名する者に一任する。
- (10) 一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 103,000,000 株
種 類 及 び 数 尚 且、上 記 売 出 株 式 数 は 上 限 を 示 し た も の で あ る 。 一 般 募 集 の 需 要 状 況 等 に よ り 減 少 し、又 は オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 し そ の も の が 全 く 行 わ れ な い 場 合 が あ る 。 売 出 株 式 数 は、一 般 募 集 の 需 要 状 況 等 を 勘 案 し た 上 で、発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 さ れ る 。
- (2) 売 出 人 野 村 證 券 株 式 会 社
- (3) 売 出 価 格 未 定 (発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お、売 出 価 格 は 一 般 募 集 に お け る 発 行 価 格 (募 集 価 格) と 同 一 と す る 。)
- (4) 売 出 方 法 一 般 募 集 の 需 要 状 況 等 を 勘 案 し た 上 で、野 村 證 券 株 式 会 社 が 当 社 株 主 か ら 103,000,000 株 を 上 限 と し て 借 入 れ る 当 社 普 通 株 式 の 売 出 し を 行 う 。
- (5) 申 込 期 間 一 般 募 集 に お け る 申 込 期 間 と 同 一 と す る 。
- (6) 受 渡 期 日 一 般 募 集 に お け る 払 込 期 日 の 翌 営 業 日 と す る 。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売 出 価 格 そ の 他 オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 し に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て は、代 表 執 行 役 社 長 若 し く は 財 務 グ ル ー プ 担 当 執 行 役 の 村 岡 代 表 執 行 役 専 務 又 は そ の 指 名 す る 者 に 一 任 す る 。
- (9) オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 し に つ い て は、金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る 。
- (10) 一 般 募 集 が 中 止 と な る 場 合 は、オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 し も 中 止 す る 。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉1.を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 103,000,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
決定方法
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
及び資本準備金の額
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2009年6月22日（月）
- (6) 払込期日 2009年6月23日（火）
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長若しくは財務グループ担当執行役の村岡代表執行役専務又はその指名する者に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

4. 調達資金の用途

一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限3,131億円（2009年5月1日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した手取見込概算額）については、設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、2009年3月31日現在、以下の通りとなっております。

前期末（2009年3月31日）現在における2009年度（2010年3月期）及び2010年度（2011年3月期）の設備の新設・改修等に係る投資予定金額は、それぞれ2,500億円及び4,500億円（無形資産を含む、発注ベース。）です。この投資予定金額には当社の持分法適用会社であるフラッシュアライアンス(有)等が実施する投資のうち、当社分の328億円（2009年度）及び1,170億円（2010年度）が含まれております。設備投資の資金は、増資資金、自己資金及び借入金をもって充当する予定です。増資資金は、一般募集（海外投資家に対する販売を含む。）及び第三者割当増資による手取金です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2009年3月31日現在)

事業の種類別 セグメント	2009年度 設備投資計画 金額(億円)	2010年度 設備投資計画 金額(億円)	主な内容・目的
デジタルプロダ クツ	240	390	ハードディスク装置製造設備等
電子デバイス	980	2,400	NAND型フラッシュメモリ製造設備等
社会インフラ	1,020	1,050	原子力事業の拡大投資、火力事業の海外製造拠点強化、新型二次電池製造設備等
家庭電器	110	250	新照明製造設備等
その他	150	410	-
合計	2,500	4,500	-

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

なお、2009年度の設備の新設・改修等のうち、主なものは以下のとおりです。

(2009年3月31日現在)

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (億円)	着手及び完了予定		完成後の 増加能力等
					着手	完了	
当社 四日市工場	三重県 四日市市	電子デバイス	半導体製造 設備等	220	2009年4月	2010年8月	300mm微細化等
フラッシュアライ アンス(有)等	三重県 四日市市	電子デバイス	半導体製造 設備等	328	2009年4月	2010年10月	300mm微細化等
当社 京浜事業所	横浜市 鶴見区	社会インフラ	原子力、火 力、水力発電 用機器製造 設備等	127	2009年7月	2012年3月	原子力、火力、 水力発電用機器 製造能力増強等
ウェスチングハウ スエレクトリック カンパニー社等	米国・ベン シルベニア 等	社会インフラ	原子力プラ ント及び燃料 製造設備 等	142	2009年4月	2010年3月	原子力プラント 及び燃料製造能 力増強等
当社 新拠点(未定)		社会インフラ	新型二次電 池製造設備	104	2009年9月	2010年9月	新型二次電池 製造設備等

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

・利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）の発行

1．本社債の特徴

本社債は、劣後社債のうち、資本と負債の中間的性質を持つハイブリッド劣後証券であり、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の償還期限（ただし期限前任意償還条項あり）、倒産手続等における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しており、主要格付機関より、格付けの目的上50%の資本性を認められる見通しであります。当社は、上記記載の新株式発行により設備投資資金を同時に調達しますが、下記3．のとおり、当社の有利子負債の一部を一定の資本性を有する本社債の発行による調達資金をもって返済することにより、株式の希薄化をできる限り抑制しつつ、当社の財務体質を改善し、財務の安定性を高めることができると考えております。本社債の割当先としましては、当社の主要取引先金融機関等を予定しております。

2．発行概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 発 行 者 | 当 社 |
| (2) 名 称 | 株式会社東芝第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債
（劣後特約付・適格機関投資家限定） |
| (3) 社 債 総 額 | 1,700億円から1,800億円の範囲で、今後決定する。なお、各本社債の金額は1億円とする。 |
| (4) 払 込 金 額 | 各本社債の金額100円につき金100円 |
| (5) 払 込 期 日 | 2009年6月10日（水） |
| (6) 償 還 価 額 | 各本社債の金額100円につき金100円
ただし、2014年6月25日より前に下記(7)記載の税務上の取扱い又は資本性の変更を理由とした繰上償還がなされる場合には、上記償還価額と本社債の要項に従い決定される本社債の現在価値のいずれか高い方の金額 |
| (7) 償 還 期 限 | 2069年6月25日（払込期日後約60年後）
ただし、当社はその選択により、2014年6月25日以降の各利払日において、本社債の元本の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。また、本社債につき当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ当社の合理的な努力によってもこれを回避できない場合又は格付機関より本社債について発行時点の資本性よりも低いものとして取り扱う旨の決定が公表若しくは通知された場合、当社はその選択により、本社債の元本の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。 |
| (8) 利 率 | 2014年6月25日以前の利払日においては、年7.5%から8.0%の範囲内で今後決定する固定利率（当該固定利率が適用される期間（5年15日間）に対応する条件決定時における円スワップレートに対して条件決定時に決定するスプレッドを加えた利率）
2014年12月25日以降の利払日においては、6か月円ライボー |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(LIBOR) に対して、上記スプレッド及び 1.00% のステップアップ金利を合計した利率を加えた変動利率

(9) 利 払 日 2009 年 12 月 25 日を第 1 回の利払日として、その後毎年 6 月 25 日及び 12 月 25 日(ただし、銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日)

(10) 利 払 繰 延 条 項 利払いの任意停止

当社は、その裁量により、本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(以下当該繰延べを「任意停止」、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。)。

任意停止金額の支払についての努力

当社は、各任意停止利払日から 5 年以内に、当該任意停止利払日における任意停止金額及びこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うことを意図している。

任意停止金額の強制支払

上記に拘わらず、当社が本社債に実質的に劣後する当社株式(当社普通株式を含む。)に対して剰余金の配当を行う場合若しくはこれらの当社株式を取得する場合(ただし、法令に基づき買い取る義務がある場合を除く。)又は剰余金の配当に関して最上位の当社優先株式若しくは本社債と実質的に同順位の証券若しくは債務に関して剰余金の配当若しくは利息の支払がなされたときは、当社は、所定の期日に、任意停止金額及びこれに対する利息を弁済するべく、本社債の要項に定める営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。

任意停止金額の支払原資の制限

任意停止金額及びこれに対する利息を支払う場合は、当該支払を行う日までの 6 か月間に、当社普通株式又は格付機関から本社債と同等以上の資本性を有するとの承認を得た証券又は債務により調達した純手取金(ただし、本社債の要項に定められた限度とする。)により支払うものとし、これ以外の資金からは支払われないものとする。

(11) 借 換 制 限 当社は、償還又は買入日以前 6 ヶ月間に、当社普通株式又は本社債と同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た証券又は債務により資金を調達していない限り、本社債につき償還(ただし、満期償還を除く。)又は買入れを実施しないことを意図している。

(12) 劣 後 条 項 本社債の社債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

続において、上位債務に劣後し、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位の当社優先株式(当社が今後発行した場合)と実質的に同順位となる範囲においてのみ権利を有する。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (13) 格付機関による
本社債の資本性評価
(予 定) | クラス3：資本性50% (株式会社格付投資情報センター)
バスケットC：資本性50% (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク) |
| (14) 発行方法 | 日本国内における適格機関投資家限定私募 |

3. 調達資金の用途

本社債の発行による調達資金については、当社の有利子負債の返済に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から103,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、103,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は2009年5月8日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式103,000,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、2009年6月23日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2009年6月16日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,237,602,026株	(2009年3月31日現在)
公募増資による増加株式数	897,000,000株	(注1)
公募増資後の発行済株式総数	4,134,602,026株	(注1)
第三者割当増資による増加株式数	103,000,000株	(注2)
第三者割当増資後の発行済株式総数	4,237,602,026株	(注2)

(注)1. 上記「 . 1 . 公募による新株式発行(一般募集) 」(1) に記載の権利全部を引受人が行使した場合の数字です。

2. 上記「 . 3 . 第三者割当による新株式発行 」の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

公募増資及び第三者割当増資については上記「 . 4 . 調達資金の使途 」記載のとおり。本社債については上記「 . 3 . 調達資金の使途 」に記載のとおり。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の公募増資及び本社債発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための経営基盤の確立、ひいては業績の向上に資するものと考えています。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、中長期的な成長のための戦略的投資等を勘案しつつ、連結配当性向 30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指しています。

2008年度(2009年3月期)の剰余金の配当(中間)は1株につき5円とするとともに、剰余金の配当(期末)につきましては現在の事業環境に鑑み見送らせていただくことにいたしました。

2009年度(2010年3月期)も引き続き厳しい事業環境が続くと見込まれますが、剰余金の配当は同年度の業績の回復動向等諸般の事情を勘案の上、今後決定いたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保については、中長期的な成長のための戦略的投資等に活用していきます。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
基本的1株当たり 当期純利益又は当期純損失 () (連結)	24.32円	42.76円	39.46円	106.18円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	6.5円 (3円)	11円 (4.5円)	12円 (6円)	5円 (5円)
実績配当性向	26.7%	25.7%	30.4%	
自己資本当期純利益率	8.6%	13.0%	12.0%	46.8%
純資産配当率	2.3%	3.4%	3.6%	2.2%

- (注) 1. 2009年3月期の年間配当について、2009年5月8日付「平成21年3月期決算短信」にて、支払済みのものも含め、1株当たり5円とする旨を発表しています。
2. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益(連結)を自己資本(期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均)で除した数値であります。
3. 純資産配当率は、年間配当金総額を純資産(期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均)で除した数値であります。
4. 2009年3月期の数字については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は旧商法に基づき下記の新株予約権付社債を発行しております。

当該新株予約権付社債の2009年3月31日現在の残高等は以下のとおりです。

2009年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債 の残高	発行日	最終償還日	発行価格(注)	資本組入額 (注)
41,420百万円	2004年7月21日	2009年7月21日	587円	294円

(注) 発行価格及び資本組入額は、新株予約権の行使により株式1株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額であります。

2011年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債

新株予約権付社債 の残高	発行日	最終償還日	発行価格(注)	資本組入額 (注)
95,010百万円	2004年7月21日	2011年7月21日	542円	271円

(注) 発行価格及び資本組入額は、新株予約権の行使により株式1株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額であります。

なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は5.8%となる見込みです。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期
始 値	689 円	795 円	667 円	264 円
高 値	842 円	1,185 円	953 円	371 円
安 値	652 円	649 円	204 円	258 円
終 値	787 円	666 円	254 円	356 円
株価収益率	18.41 倍	16.88 倍		

- (注) 1. 2010年3月期の株価については2009年5月7日(木)現在で表示しています。
2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の基本的1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、2009年3月期に関しては基本的1株当たり当期純損失(連結)(金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。)を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。

(4) ロックアップについて

上記「 1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)発行による資金調達に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。